

令和元年涌谷町議会定例会 11月会議（第1日）

令和元年11月22日（金曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 議案第76号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例

1. 議案第77号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）

1. 休会について

1. 散 会

午後1時30分開会

出席議員（11名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
6番	只野順君	7番	後藤洋一君
8番	伊藤雅一君	9番	久勉君
10番	杉浦謙一君	12番	鈴木英雅君
13番	大泉治君		

欠席議員（1名）

5番 大友啓一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤稔雄君	副町長	田代浩一君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	総務課財政再建対策室 参事兼室長	今野博行君
企画財政課長 兼参事	高橋貢君	まちづくり推進課長	大崎俊一君
税務課長	熊谷健一君	町民生活課長	今野優子君
町民医療福祉センター長	大友和夫君	町民医療福祉センター 病院事務長	吉名正彦君
町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野哲君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野孝典君
農林振興課長 兼参事	瀬川晃君	建設課長 兼参事	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会事務局長	小野伸二君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 兼参事	佐々木健一君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋由香子	総務班長	金山みどり
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長（大泉 治君） 本日はご多忙の中、会議にご出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。

また、台風19号の大雨によって被災なされた皆様方には、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

今会議は災害復旧関連の議案でございますので、何とぞ慎重な審議をお願い申し上げますとともに、議事運営につきましては、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

開会前にお知らせしておきます。5番大友議員から欠席の届けが出ております。

本日11月22日は休会の日でございますが、議事の都合により、令和元年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、4番稲葉 定君、6番只野 順君を指名いたします。



◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りします。11月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、11月会議は、本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） それでは、行政報告を申し上げます。

第1号令和元年台風第19号による豪雨被害状況についてでございます。

このことにつきましては、定例会10月会議において被害の状況等について報告いたしておりますが、今回11月20日現在の被害額につきましてご報告を申し上げます。

お手元の資料でございますとおり、11月20日現在の被害額の総額は、6億3,904万円に上っております。そのうち、町が管理及び所有する分につきましては4億2,883万5,000円となっております。この中には、住宅被害や稲わら及び災害廃棄物の処理費用等は含まれておりませんので、今後、さらに被害額が増加する見込みでございます。

被害額の内訳でございますが、農地、農業施設、林道など農業関連が3億1,994万1,000円、道路被害が2億3,281万8,000円、商工業関係が4,546万円、公共施設等が4,081万8,000円となっております。いずれも調査は継続中でございますので、状況がわかり次第、逐次ご報告を申し上げたいと考えております。

今後も迅速な被害調査や早期の復旧、また被災された町民の皆様の支援に全力で対応してまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、台風19号についての報告とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩中にただいまの行政報告についてご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。



◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第76号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に

関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年台風第19号により被災されました町税等の納税義務者に対し、令和元年度分の納税額を減免いたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、災害発生時点で納期未到来分の町税等について、人的、または住宅に損害があった場合に損害の程度に応じて、また事業収入の減少額が前年における収入の10分の3以上である場合には、前年の合計所得に応じて減免いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（熊谷 健一君） それでは、令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

まず、第1条は、この条例の趣旨です。令和元年台風第19号の被災者に対し、令和元年度分の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、この条例で定めるものでございます。

また、減免対象額は令和元年度分で、災害を受けた日以後に納期の到来する分のみとなります。

次の第2条は町民税の減免です。減免の内容については、国からの通知、災害被害者に対する地方税の減免措置についてに準じたところです。

第1項は納税義務者が死亡したとき、生活保護の扶助を受けることになったときは全額を、障害者となったときは9割を減免するものです。

次の第2項、1ページと2ページになります。納税義務者が居住する住宅が床上浸水、または半壊以上の損害を受けた場合、平成30年中の合計所得が1,000万円以下を対象に損害の程度と合計所得金額に応じて減免するものです。所得金額が多くなると減免の割合は小さくなるという仕組みでございます。

次の第3項、2ページ、3ページとなります。納税義務者の農業などの事業収入等の減少額が前年比3割以上となった場合、平成30年中の合計所得が1,000万円以下を対象に合計所得金額に応じて減免するものです。こちらも第2項と同様に所得金額が多くなると減免の割合は小さくなるという仕組みでございます。

次の第4項は、第1項から第3項までの複数に該当する場合は、減免額の最も大きいものを適用するものとなります。

次の第3条は3ページ、4ページとなります。固定資産税の減免です。納税義務者が所有する土地、家屋、償却資産についてそれぞれ受けた損害の程度に応じて減免するものです。土地につきましては、被害面積が2割以上、家屋は半壊以上、償却資産は価格の2割以上の損害を受けた場合、減免の対象となります。こちらにつきましても第2条の町民税と同様に国からの通知に準じたものでございます。

次の第4条は国民健康保険税の減免です。減免内容はほぼ町民税と同じになりますが、こちらは減免分を国が特別調整交付金で補填する予定ですので、その財政支援の基準に準じたところです。

第1項は納税義務者が死亡したとき、行方不明であるとき、重篤な傷病を負ったとき、障害者となったときは

全額を減免するものです。

次の第2項は4ページ、5ページになります。納税義務者が居住する住宅が床上浸水または半壊以上の損害を受けた場合、損害の程度に応じて減免するものです。町民税と異なり所得金額による区分もなく、所得金額が1,000万円以上でも減免の対象となります。

次の第3項は5ページ、6ページになります。納税義務者の事業収入等の減少額が前年比3割以上となった場合、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下を対象に合計所得金額に応じて減免するものです。町民税と同様に所得金額が多くなると減免の割合は小さくなるものでございます。

次の第4項は複数に該当した場合の規定です。

次の第5条は介護保険料の減免です。町民税、国民健康保険税と同様の規定となっております。こちらも特別調整交付金で補填が予定されておりその財政支援の基準に準じたところですが、一部国民健康保険税と異なっている部分があります。

まず、第1項は第1号被保険者の生計維持者が死亡したときなど全額を減免するものです。

次の第2項は第1号被保険者の居住する住宅の損害の程度に応じて減免するものです。国民健康保険税と同様に所得金額による区分もなく、所得金額の上限もありません。

次の第3項は6ページ、7ページとなります。主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年比3割以上となった場合、合計所得金額に応じて減免するものです。

町民税、国民健康保険税と異なり、所得金額の上限はありません。

次の第4項は複数に該当した場合の規定です。

次の第6条は減免の申請等、次の8ページ、第7条は減免の取り消し、第8条は規則への委任でございます。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 減免の申請の関係についてお伺いします。

これは申請主義ですので、当然、被害に遭った方々が申請するものと思いますけれども、この周知期間ですね、被害に遭った方に対する周知の期間と、それから該当者が当然、町で被害届け等を出しているわけですのでわかるわけですので、そのような通知等を行うのかどうか、確認しておきます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） まず、周知なんですけど、今の予定では、12月2日に発行する広報の特別号に載せて周知する予定です。

また、個人への通知ですが、こちらは罹災証明書を発行した方、半壊以上の方を対象に個人へ通知する予定にしております。以上です。

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第76号 令和元年台風第19号による被災者に対する涌谷町町税等の減免に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第77号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億3,731万6,000円を増額し、総額を76億6,207万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、台風19号の被害による災害救助及び災害復旧に係る予算を措置いたそうとするもので、歳入については、国県支出金におきまして災害復旧及び支援に係る補助金、負担金について見込みによりそれぞれ計上いたすものでございます。

町債につきましては被災者支援及び災害復旧事業に要する財源として計上いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費については災害廃棄物の処分等に要する経費を増額いたそうとするほか、被災者の方が一日も早くもとの生活に戻れるよう国、県の制度を活用いたし、災害援護資金貸付金及び被災住宅の応急修理に対する補助金等を計上いたすものでございます。

災害復旧費においては、高齢者福祉複合施設を初め、指定管理施設や農業施設の復旧に要する費用を計上いたすものでございます。

今後早期復旧に向け復旧に係る工事費や支援に要する費用などが必要となりますことから、議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、企画財政課長から順次説明をお願いいたします。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 3ページをお開きください。

第2表地方債補正、1、地方債の追加でございます。こちらは10月に発生しました台風19号に伴う被害によるものとなっております。

まず、民生施設災害復旧事業でございますが、こちらは高齢者福祉複合施設ゆうらいふ、さくらんぼこども園のり面土砂撤去、こちらのほうの災害対応の費用となっております。

林業施設災害復旧事業150万円につきましては、林道長坂線に伴います復旧測量、復旧工事となっております。

農業施設災害復旧事業290万円につきましては、成沢地区ほかため池に係ります農業用水路等復旧事業ほかの事業となっております。

公営住宅災害復旧事業290万円につきましては、淡島、一本柳、八雲住宅、各町営住宅に係ります雨漏り等の被害修繕となっております。

公立学校施設災害復旧事業200万円につきましては、篋岳白山小学校ののり面の土砂崩れ対応、篋岳幼稚園の敷地内への土砂流入に対する対応の費用となっております。

社会教育施設災害復旧事業40万円につきましては、B & G海洋センターの武道館の屋根の修繕となっております。

その他公共施設・公用施設災害復旧施設1,140万円につきましては、中地区コミュニティセンターの床上浸水による床、畳、壁等の修理費用となっております。

また、定例会10月会議におきまして天平ろまん館の土砂撤去費用を730万円計上してはいましたが、財源変更ということで一般財源から地方債への変更としております。

災害廃棄物処理事業4,630万円につきましては、災害廃棄物として持ち込まれました家財や畳、稲わら、こちらのほうの処理事業の費用として計上させていただいております。

災害援護資金貸付金1,700万円につきましては、被災により損害を受けました世帯への生活立て直しのための資金の貸し付けの金額となっております。

続いて、歳入に移ります。6ページ、7ページをごらんください。

○町民生活課長（今野優子君） 歳入のご説明をいたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金民生費国庫補助金災害廃棄物処理事業費補助金4,638万7,000円の増額につきましては、災害廃棄物処理事業費の国庫補助率2分の1を見込み計上いたしております。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の12節厚生労働施設災害補助金①の民生施設災害復旧費補助金1,647万1,000円は、涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふの床上浸水被害による修繕工事に対する災害復旧費国庫補助金で、対象事業費の4分の3の額を見込むものです。詳細は歳出の11款災害復旧費のほうでご説明いたします。

○議長（大泉 治君） 順次でございますので、指名なくても説明はお願いしたいと思います。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 4目2節農林水産業施設災害補助金①農業施設災害復旧事業費補助金450万円ですが、歳出での工事費成沢地内などの水路、のり面洗掘土砂流入に対する事業費の90%を見込むものでございます。

次の②林業施設災害復旧事業費補助金603万1,000円ですが、歳出での業務委託料297万円の2分の1、また災害復旧工事478万7,000円の95%を見込むものでございます。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 16款県支出金1項1目14節災害救助費負担金7,735万円は、住宅の応急修理負担金で住宅1世帯当たり上限59万5,000円で130世帯分、100%補助で負担金の歳入でございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 19款2項1目1節財政調整基金繰入金金の332万3,000円のマイナスにつきましては財源調整となっております。本予算可決後の財政調整基金の残高につきましては、4億912万6,000円となっております。

次のページをごらんください。22款1項9目災害復旧債11目県貸付金債につきましては、先ほど第2表地方債補正で説明をさせていただいておりますので省略させていただきます。

歳出に移ります。10ページ、11ページをごらんください。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 3款3項1目細節1 災害救助経費需用費のうちの消耗品費ですが、現在、稲わら等の仮置き場がありますが、管理上、温度計や消火器などで10万円をお願いするものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、12節役務費で30万円の増額でございますが、災害対応に係るコピー機の手数料及び浸水被害のあった学校の消毒手数料をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の13節委託料の福祉避難所運営委託料でございます。9万2,000円につきましては、福祉避難所の設置運営委託料でございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 災害廃棄物収集委託料1,000万円でございますが、町内の圃場で広域的に稲わらが多く堆積し、収集運搬が困難な部分について仮置き場までの収集運搬を業者に委託するものでございます。

○町民生活課長（今野優子君） 災害廃棄物仮置き場管理委託料につきまして5,000万円の増額をお願いいたすものでございます。土砂稲わらの仮置き場2カ所、黄金山工業団地と旧小里小学校の分につきまして計上いたしております。土砂、稲わらにつきましては現在も受け入れを行っております。

続きまして、災害廃棄物処分委託料につきまして3,544万円の増額をお願いいたすものでございます。災害による畳や家具などの粗大ごみにつきましては、現在、仮置き場での受け入れを終了し、焼却やリサイクルなどの処理を進めております。また、自宅敷地内等に流入した土砂の処分料も含まれております。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 19節の負担金補助及び交付金応急修理費補助金は、歳入でご説明しましたとおり130世帯の経費をお願いするものです。

○町民生活課長（今野優子君） 21節貸付金災害援護資金貸付金でございますが1,700万円の増額をお願いいたすものでございます。歳入のほうでも説明がありましたが、今回の災害により世帯主の方が負傷した世帯や住居や家財に損害を受けた世帯主の方に対して、生活の立て直しのための資金の貸し付けを行うものでございます。財源につきましては、宮城県からの貸付金を使用するものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 22節補償補填及び賠償金①地域振興公社避難所運営補償金といたしまして134万5,000円の増額でございます。10月12日から10月14日まで指定避難所として使用しました天平の湯及び天平の湯の避難所閉鎖後に使用しました研修館の補償金としまして増額をお願いするものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 11款1項1目細節1 災害施設災害復旧費13委託料、農業用水路災害復旧設計業務委託料60万円でございますが、成沢字万貫木地内の水路のり面流出、洗掘、土砂流入に伴います工事の設計業務委託料でございます。

次の15工事請負費農業用水路等災害復旧工事790万円でございますが、町内のため池5カ所、水路3カ所の災害復旧工事となります。

12ページ、13ページをお開き願います。

2目細節1 林業施設災害復旧費13委託料林道災害復旧測量設計業務委託料でございますが、林道長坂線、上郡の旧第三小学校から加護坊山に行く途中の道路でございまして、のり面流出に伴う復旧工事のための設計業務委

託料をお願いするものでございます。

次の15工事請負費林道災害復旧工事ですが、委託料で説明いたしました林道長坂線の道路の復旧工事代478万7,000円を計上するものでございます。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 2項1目16節原材料費の15万円は、被災しました町道等の砕石敷に要する原材料代金をお願いするものです。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 3項2目社会教育施設災害復旧費で50万9,000円の増額ですが、11節需用費の修繕料で1万4,000円の増額につきましては、箕峯寺四郎杉の説明板のプレートが破損したため修繕いたすものでございます。

15節工事請負費で49万5,000円の増額ですが、海洋センター武道館の屋根が強風で破損したため、修繕いたすものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 4項1目民生施設災害復旧費2,248万8,000円は、涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふの床上浸水被害による修繕工事に要する費用を見込むものです。別紙会議資料の4ページをごらんください。

涌谷町高齢者福祉複合施設ゆうらいふの床上浸水被害の状況写真です。最大約15センチの床上浸水によりデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、生活支援ハウスの木質の床材及び壁面下部の幅木に歪みが生じ、張りかえ等による修繕を行うものです。

次の5ページをごらんください。施行箇所の平面図です。黄色の部分が床の張りかえ、ピンクの部分が幅木の張りかえ箇所です。なお、その他の修繕工事として、デイサービスセンターの地下ピットにある送風ファン及び宿直室、認知症グループホームの畳が浸水しましたので交換工事もあわせて行うものです。

以上で説明を終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 次のページをお開きください。2、児童福祉費災害復旧費15節工事請負費さくらんぼこども園災害復旧工事19万1,000円の増額ですが、園北側の民地との境のり面の一部が崩れ、民地の田んぼに土砂が流れ込むおそれがあることから、崩れた部分の傾斜を緩やかにし、土どめ工事を行うものです。以上です。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 5項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費工事請負費609万4,000円でございます。天平ろまん館の看板が今回倒壊したため、復旧するものとなっております。

町有財産災害復旧事業110万円につきましては、賃貸となっておりますシルバー人材センターの事務所が冠水いたしましてその被害を原状回復を図るものとしたしまして、破損いたしましたエアコン等の設置を図るとともに、さきの定例会10月会議で予算計上済みでありました天平ろまん館の土砂搬入につきまして財源の組み替えを行うものとなっております。あと、中地区コミュニティセンターにつきましては、同様に床上浸水となりました関係から、床材の修理、畳の交換、壁の修理を行うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、3ページ、第2表地方債補正についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となりますが、22款町債は省略いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 6ページ、7ページ、15款国庫支出金から19款繰入金について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳出に入ります。

歳出は款項を追っての質疑となります。

10ページから11ページまで、3款民生費3項災害救助費。1番。

○1番（竹中弘光君） 19節負担金補助及び交付金で応急修理補助金なんですけれども、130件目安にしているという形なのでございますけれども、課長の説明で上限が59万5,000円となっておりますけれども、この部分というのは、どういう部分の中でこれを計上しているのか、その中身を教えてください。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 住宅応急修理の内容でございますが、全壊、大規模半壊、半壊の住宅の場合、上限として59万5,000円、税込みでございます。修理の内容は屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理、それからドア、窓等開口部の応急修理、それから上下水道、電気、ガス等の応急修理、それから衛生設備等の応急修理、ただ単に内装のクロスとか畳とかは原則対象外で、下地部分まで含めた改修を対象とします。それから、家電製品、家具は原則として対象外となるものでございます。

もう一つ、一部損壊、一部半壊の住宅に関しましては、1世帯当たり限度額30万円となっております。

○議長（大泉 治君） 1番。

○1番（竹中弘光君） ちょっと聞き漏らしたんで、全壊、大規模半壊以上の方に出すという形でよろしいんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） あくまでも工事内容に応じまして上限が59万5,000円となります。それ以下ですと、例えば30万円なら30万円で直った場合はそれで終わりでございます。

○議長（大泉 治君） 質問には答えていない。災害の規模が制限あるのかどうか。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 対象は全壊、大規模半壊、半壊でございます。

○議長（大泉 治君） 1番。

○1番（竹中弘光君） あくまでもその条件ということで、あくまで今、罹災証明とって確認していると思うんですけども、その部分をとらないと出ないという解釈でよろしいわけですね。というのは、やっぱり今回の場合の部分というのは水害でございますので、ちょっと言葉、ど忘れしましたが、国の災害基準と違ってありますけれども、何か1メートル基準で出るとか出ないとかという部分で、それはこの部分とは関係ございませんけれども、それと同じように水害で上がってしまえば何センチ上がろうとも畳がえとか、今あったように、幅木の修理とか結構かかってくると仮定されるんで、その部分の判断というの厳しいと思うんですけども、その部分、大体で結構なんですけれども、どういう基準で全壊とか半壊とあらわしているのか、そこの確認でございます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 罹災証明の発行に関しましては、税務課のほうで担当していますので。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） 被害の認定の基準でございますが、こちらは国で決めておまして、半壊、例えば床上浸水でも必ずしも半壊になるわけではございません。その損害の程度によりまして損害の割合が20%以上であれば半壊、10%から19%の間であれば準半壊、10%未満であれば一部損壊というような基準になっております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 関連しますけれども、今回貸付金も予算にのっておりますけれども、これは補助の対象になった方、それから貸付金も対象になるという考え方でよろしいのでしょうか。この貸付金の限度額等も幾らなのか、あわせてお伺いいたします。

○町民生活課長（今野優子君） お答えします。貸付金につきましては、住居の半壊以上となっております。ただし、世帯主の方が負傷した場合というのもありますし、家財の3分の1以上の損害ということも項目としてはありますので、あとは個別に対応ということに、特別な事情のある方もあるでしょうからということで、一応原則としては住居の半壊、全壊の方が貸付金の対象ということにはなっております。

限度額も必要ですか。（「はい」の声あり）

限度額は世帯主の方が負傷した場合の上限が、全壊であれば350万円、半壊であれば270万円、世帯主の方に負傷がなければ、全壊で250万円、半壊で170万円になっております。

○議長（大泉 治君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） もう一度確認しますけれども、そうすると、半壊以上であれば、さきの補助金、応急修理補助金とそれから貸付金、あわせて借り入れなり、交付が可能だということよろしいのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 罹災証明の発行があつてが原則になりますので、両方大丈夫です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 10ページから13ページまで、11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費。10番。

○10番（杉浦謙一君） 11ページの工事請負費でありますけれども、成沢のため池が土砂災害にあったと。そのほかに水路数カ所、また水路が崩壊して農道が少し通りにくくなっているところが数カ所見受けられますけれども、いずれにしても、農業に使う施設でありますから農道も含めて春の農繁期にはぜひとも復旧してもらってできれば早目な復旧が望まれるところでございますけれども、町としては、この復旧のめどは、完成のめどというか、使えるような状況になるのはいつごろを考えられているのか、少し聞いておきたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 町道にもかかわることですので建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 現在、応急の緊急に工事が施行のところから着手はしておりますが、全県的な部分も含めまして災害の箇所も多く、まだ全域を把握できていないの也有ります。箇所的に来年の農作業のために必要な場所については、できるだけ年明けに工事にかかって作付に間に合うような感じで進めていければと考えております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君）　そこですね、ため池というのは大事な農業には欠かせない、水稻には欠かせないものからぜひともそういう方向でやっていただきたいんですけど、成沢のため池、議会でも大分懸念しておりました。上流のほうにメガソーラーが建設ということがあって大分このため池、水路の関係は土砂災害の危険性があるということで前々から言われておりました。その点で事業者と町と地域の3者で協定を結んでいるということも聞いております。そういった点では今後の話にはなるかもしれませんが、やはり町として、何らかのこれからも災害があると思います。事前に夏場にも何かそういう魚が死ぬとか、そういう話もお聞きしておりますけれども、そういう点で町としてのかかわり方、協定書を結んだ以上は町として何らかのかかわりを持たなきゃいけないと思うんです。例えばこのため池が埋まるとか、そういった時点で町はどういったかかわり方をするのか、今回災害でしたけれども、やがて上のほうが今まであった林がなくなって大分土砂の流入する可能性が高くなってきている以上、やはり町としてのかかわりは必要になってくるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋　貢君）　今回成沢地区に関しますメガソーラーとの災害という点に関して、企画財政課において協定書のほうの関係をしておりましたので、その部分についてお答えさせていただきたいと思います。

今回農業用施設に対して一部土砂の被害があったのではないかとこのところなんですが、多少なり被害が見受けられました。ただ、速やかに事業者のほうで対応いただいているというところでございます。

ただ、その近隣の施設におきましては、町が管理する道路に関しまして被害がありましたので、町と一体となって対応ができるようにということで建設課とも現地を確認した上で対応しているところでございます。協定書にありますように、住民と事業者と県が連携する中で町が進捗を見守って、ある意味、お話をさせていただける機会ということもありますので、そういった機会に応じて速やかに災害対応なり、そういったものの対応についてはお願いしていきたいと思っております。

○議長（大泉　治君）　10番。

○10番（杉浦謙一君）　そういう答弁でありますけれども、実際は余りかかわっていただけなかったというのが地域の方の話なんです、ちょっと食い違つてはいるんですけども、やはり答弁にあったとおりに現地を見て、そして、事業者なり県なりに働きかけるというのはちょっと地域との話し合いも大事だと思いますけれども、やはり協定書ののっとり対応をするという、そういう先ほどの苦情があった場合に駆けつけるというのが町の対応でいいのか、そうでなければ別の考えがあるのか、私はちょっとその一方的なものしか聞いていませんけれども、町としての対応としてはいかがなものかと思っておりますので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉　治君）　企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋　貢君）　今回の開発行為に関しましては県が許認可を持っておりました。また、事業者と住民の方々との話し合いの場という形で3者が基本的に話し合いが進められるように。ただ、町におきましても、当然、町内の参入する事業者でもありましたので、町がそこに協定書という形でかかわったという形になるかと思っております。ただ、解決事項についてはどうしても当事者間の場合も出てくるかと思っておりますが、町においては、そういったつなぎがきちんとできるようにと、あるいは住民の声が県なりにちゃんと伝わるようにという形のサポートはしていくという形になるかとは思っています。

○議長（大泉 治君） よくわかんないけれども、10番、許します、もう一回。

○10番（杉浦謙一君） 協定書を結んでいる以上は町としての責任が何らかあると思うんですね。そういったかわり方というか、事業所に対して何らかの瑕疵があった場合、それが事実確認とか、先ほど県の管轄と言いましたけれども、そのための町と自治会というか、地域、そして、事業所の3者で協定を結んでいるということなので、その点では町とのかかわりは橋渡しと、住民が業者と勝手にやりなさいよというようなやり方ではなくて、町が橋渡しとは言わないけど何らか中に入って住民との苦難とか、苦情に対して解決していくというのが一つの大事な行政の役割だと思うんですね。ため池が土砂で埋まった一つの何らかの事実があるという以上は、その事業所の瑕疵というのは今回の話だけではないんでけれども、何らかの事実確認というのは必要になってくる。そこに町のかかわりがあると思いますが、その行政としての役割というのはどういったものでしょうかということでお聞きしたところでございますけれども、これ以上、私が言うのもあれだけど、これ以上はないけどいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 追加答弁、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 協定書の中におきまして、町が必ずこうしなければならないという協定ではなかったかと存じております。ただ、先ほど言いました町におきましては、そういう住民の声も聞いた上でという対応のところがございましたので、そこについては当然、サポートをさせていただくということになるかと思っております。

ちなみに今回については、地元住民の方からも何度かおいでいただいておりますが、速やかに対応させていただいた上で、先ほど言いましたように事業者あるいは住民の方、あるいは町の担当部署とつなぎながら対応させていただいて行ってきたところがございます。これまでも同様なお話をいただいておりますが、その都度、住民の方とも話し合いを持ちながら事業所の方にもつなぎながらという形でこれまでも行ってきたところがございます。

○議長（大泉 治君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） ただいま10番議員から成沢地区のため池の件で質問ございましたけれども、その件に関しまして関連でございます。質問させていただきたいと思っております。

この成沢のため池なんですけれども、先ほど課長の答弁ですと、年内中、年度内中に来年の作付までは何とか改修したいという話、いただきました。その話を聞いてまず一安心したんですけれども、ただ、このため池ですね、成沢地区のため池というのは、命の源とも言える米を、そして、野菜をつくるための本当に大事な施設でございます。このため池、今までも歴史的にかなり崩壊したりとかそういう歴史もございます。そして、先ほど10番議員からもお話しございましたけれども、メガソーラー、今、工事やっている最中でございますけれども、そのメガソーラーの工事している最中で、やっぱり地域住民の皆さんがかなり危険を感じていたという話もあります。それで、町と県とあと地権者と3者協議とかいろいろやっているようではございますけれども、そこら辺のところ、やっぱり町として業者そのものに対してそういう地域性を考えた町としての話し合いというのも本当に大事なことなのかと、そのような思いを改めて今感じているところがございますけれども、そこら辺のところ、慣例的なもので今現在、話しされたと思うんですけれども、もう慣例にとらわれない町として地域住民の源である大事なものになっているため池の存在とか、今後の食料を含めた考えなどをきちっと今までの前例を検証した上

で今後の対応をしていただければと思うんですけども、そこら辺のところ、どういう考えを持っておられるのか。多分担当課というか、企画財政とかいろいろ部署部署で確認すれば、まずいいのかなという思いあるんですけども、町長、大変難しい問題だとは思いますが町長の考えを確認させていただきまして、あとその考えを持って担当課で部署部署ごとに今後、どのような対応をしていったらいいのか、そこら辺のところ、はっきりしたところの考えを示していただければと思います。町長、済みません、お願いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） このソーラーの設置に対してこういう水害のときに非常に心配されるわけでございますね。ですが、町としては、皆さんご案内のように、何らこれを許可したりというような権限がございません。その事業設置許可は県にございますので、それを町がだめだとかということは、一定の意見はやりますが、こういったようなときに私も議会にいたときは災害が起きたときはどうするのか、その担保を県がするのならば、許可した県が対応すべきだということは申し上げておりましたけれども、ただ、そうはいってもそういった意味ではかわりはありませんけれども、困っている方が町民であれば、そういう意味で町が困っている町民のために対応しなければならないというのが町、行政としての責務でございますので、そのことをこの水害以前のさまざまな問題、大雨のときそれに関連したと思われるような土砂の流入等々がございましたけれども、そういったときは町としてそのことは申し上げながらも対応はしてきておったのを私は確認しております。

ですから、このことについては、ますますこういうことになれば、今度は、いわゆる田んぼの作付に大きく影響するというものではございましたけれども、これがさらに設置が進んで高いところにソーラーパネルだらけになってしまうと、それでなくても下流のほうでは大きな土石流等の被害がございました。

ですから、そういったようなときには今後の事業の展開に対しては、県に対してもしっかりとした今回の実績を踏まえて慎重な許可判断をお願いするということが、当然申し上げたいと思っておりますし、ただ、個別の中で住民の皆様が困っているときに個人での対応というのはなかなか難しいところがございますので、そのサポートというのは町としてしていかなければ、とてもそういったような弱者と思われる町民の皆様の手助けはできませんのでそれはしっかりとしなければならぬと、このように思っております。このソーラー設置に対しては、町が許可する権者でないために大変苦慮しておりますが、今後はこういった風水害、今回の事故もございましたので、県のほうにしっかりと十分な慎重な調査をした上での許可というものが必要だということは申し上げていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 12番。

○12番（鈴木 英雅君） 確かに町長の答弁にございました、許可はあくまでも県です。ただ、地域住民がいろんな条件下の中で結果的に一番つらい思いをするのは地域住民の皆さんでございますので、その地域住民の皆さんを守るというような強い信念を持っていただきまして、町長の最後のほうの答弁にございましたけれども、やっぱり安全を担保するための県のほうに対しての意見を町として述べていただければいいのかなと、そのような思いを持っておりますので、どうぞ二度と同じような災害が起きないように、ため池を壊さないような、そういう成沢地区のため池であってほしい、そのような思いでございますので、とにかく各部署ごとにその辺、強い思いを持っていただきながらこれからは職務に当たっていただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（大泉 治君） 町長の答弁以上にはないと思うんですが、それでよろしいですか。（「いいです」の声あり）

り)

それでは、12ページから13ページまで、2項公共土木施設災害復旧費。4番。

○4番（稲葉 定君） 先ほど行政報告のときに質疑しようと思ったら後でということ、後で見たらその項目がないのでここでやらせていただきます。

行政報告の中で大変な被害額がいろいろ計上されているんですけども、私ども住んでいる隣の不動沢川の沢が上がったということは被害額に算定されているんですけども、平沢の道路崩壊とか山腹崩壊の1億円は計上されているんですけども、通常の平沢というか、私ども、石沢と呼んでいるんですけども、その石沢が、いわゆるその付近を流れている沢がほとんど埋まっていて道路の上を水、雨降ると流れる状態になっているので、その分は過去十何年間かよくわかんない、15年くらい前なんだけども、県でつくった沢なんだけども、当時、県での説明は、1級の設計者がやったんだから絶対大丈夫だと県で説明したらしいんだけども、私どもそこに住んでいる者は、ちょっと強い雨が降るとそんなんでも絶対だめだということだったんだけど、結局県に押し切られてつくった、ため池に取水をつくったんだけど、平時はすごくいいですよ。ほたるの里と銘打って平時はいいんだけど、大雨のときは必ずだめだ。私、何度も、同じ行政区内のことなんで何度も目にしているんだけど、やはり県は言うことを聞かない。今回、建設課に相談に行って私、県の土木に行って相談してよかったら、そういうことはしなかったんだけど、今回この沢のしゅんせつとか、そういった計上はされているのかどうかお聞きしたいです。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 行政報告の資料の中の30番の応急復旧のほうで対応しようと考えておりましたので、ちょっと名称的に平沢という名称がないんですけども、土砂の掘削は対応したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 土砂の掘削というか、しゅんせつはそれでしていただけるということで一応一安心なんだけども、結局常にこういった雨が降るとまた同じことが起きる可能性ってあるんだけど、県の悪口言っているわけでないんだけど、今ある現状を変えないとまた同じことが起きるといふか、その心配があるんだけど、それって町単費でやるようなものでもないし、どういうふうにしたらいいのか、そんな将来、改善の予定とか何か考えがあれば、お伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 雨の状況も変わってきておりますので、それも踏まえて検討したいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番。

○4番（稲葉 定君） そういう答弁しか来ないということは、それはそうだと思うんだけど、100年に1回だか、50年に1回だかわからない雨は、もう10年に1回、来年にまた来る可能性ってあるんで、そういったことで十分検討していただいて、住宅のすぐ脇を流れている沢なもので、今回床下浸水だけで済んだんだけどそれで済まない可能性って、水出たときの流れてって本当に怖い、我々見ても怖いぐらいの流れがあるんで、その辺、十分勘案していただいて次に計画とかをつくってやっていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 十分精査して検討していきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 今の道路関係の原材料費15万円ですか、これ何カ所やってたったの15万円に対応するのか。

それから、単独対象で町道等、いろいろ被害状況出ておりますけれども、この原材料費って何なのか。

もう1点は、冠水箇所がありましてその部分に舗装でしっかり直していただきたいと思うんですが、なかなか毎回毎回冠水して町道で通う関係上、雨が降るとすぐ水没するような箇所がございます。そこに対しての砂利の配給とか現物支給とか、そういったもので私は原材料費だと思っていたんですけど少し足りないのかなと思いますけれども、これ何か所やるつもりなのか、あるいは内容についてちょっと教えてください。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 箇所数ははっきりは押さえていないんですけども、約40立米の碎石を買おうと思っております。砂利の町道ですか、そこに流れたところに敷ならしをするという碎石の代金でございます。舗装にすればいいんですけど、現況が砂利ですと、その分はまた新規の予算になりますので原材料のみで対応したいと思います。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） 今、建設課長が砂利に対応するというのでございましたけれども、各行政区等から上がってきているものか、あるいは建設課で見て具体的にここにこういうふうに入れるという計画があるんですか、あれば教えていただきたいし、なければ、こちらからの要望に応じてくれるのかどうか、この予算では少し足りないかなと思いますけど、その2点、お願いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 議員さんがご要望の箇所というのはちょっと把握はしてございませんので、現地等を確認させていただいて検討したいと思います。

○議長（大泉 治君） 課長、議員が要望してどこさやるという答弁はないんですよ。そういうことじゃなくて、聞いているのは、町としてどういったところさやるのかという質問しているのだから、その辺はちょっと履き違えないようにね。

○議長（大泉 治君） 6番。

○6番（只野 順君） ただいま議長さんが言うとおりでございますから、やはり町道全体に対して行政区長さん初め、そういった要望が出てくると思います、議員がどうのこうのじゃなくて。やはりそういった対応をすべきだと思いますけれども、この予算ではちょっと少ないかなと思いますので、今後ともその辺、しっかり調査して、さらに災害復旧ですからぜひ町民に応えるような形で執行していただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 重機なども使う場合は工事費となりますので、その点、十分配慮して進めていきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 次に進みます。同じく、12ページから13ページまで、3項文教施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 12ページから15ページまで、4項厚生労働施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 14ページから15ページまで、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第77号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす11月23日から12月27日までの35日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、あす11月23日から12月27日までの35日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時57分